

「戦略的イノベーション創造プログラムに係るガバナリングボード」の
開催について

平成 25 年 9 月 13 日
総合科学技術会議議長決定

- 1 総合科学技術会議令（平成 12 年政令第 258 号）第 4 条の規定に基づき、戦略的イノベーション創造プログラム（以下「プログラム」という。）の着実な推進を図るため、プログラムの基本方針、プログラムで扱う各課題の研究開発計画及びその実用化・事業化に向けた戦略、予算配分、フォローアップ等についての審議・検討を行うことを目的として、「戦略的イノベーション創造プログラムに係るガバナリングボード」（以下「ガバナリングボード」という。）を開催する。
- 2 ガバナリングボードの構成員は、総合科学技術会議有識者議員（内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 29 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる者をいう。）とする。
- 3 ガバナリングボードの座長は、構成員の互選により決定する。
- 4 ガバナリングボードには、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 ガバナリングボードの庶務は、内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、ガバナリングボードの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(参考)

総合科学技術会議令（平成12年政令第258号）（抄）

（専門委員）

- 第1条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、総合科学技術会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
 - 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
 - 4 専門委員は、非常勤とする。

（専門調査会）

- 第2条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。
- 2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。
 - 3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

（庶務）

- 第3条 会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

（雑則）

- 第4条 この政令に定めるもののほか、議事の手続等の他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。